

児童福祉施設設置届出書

年 月 日

長崎県知事 殿

届出者 住所
氏名

㊟

児童福祉施設の設置について、児童福祉法第 35 条第 3 項及び同法施行規則第 37 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び位置
- 2 組織
 - (1) 公共団体
 - (2) 経営主体及び代表者氏名
- 3 定員
名
- 4 建物その他設備の規模、構造
 - (1) 敷地総面積
 - (2) 建物の構造と建面積及び延面積
 - (3) 各室等の種類と面積及び備品
 - (4) 屋外遊技場の面積及び屋外遊具
 - (5) 耕作地の面積
 - (6) その他生活指導及び職業指導に必要な設備備品の概要
- 5 事業の内容及び計画
 - (1) 事業について
 - (2) 保健衛生について
 - (3) 災害防止について

6 運営の方法

- (1) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる役職員の職名、氏名、生年月日及び履歴の概要
- (2) 施設で利用者から徴する金額とその種別
- (3) 資金の主たる源泉
- (4) その他必要な事項

7 収支予算書

8 事業開始予定年月日

9 施設の沿革及び概況

[添付書類]

- 1 平面図(各室等の種類と面積を記入のこと。)及び配置図(建物、屋外遊技場、遊具等の配置状況)並びに付近の見取図
- 2 敷地、建物、備品等が設置者以外の者の所有であるときは、所有者の同意書又は貸借契約書の写し
- 3 職員の資格が児童福祉法その他の法で規定されている場合は、資格証明書等の写し
- 4 施設における諸規程
- 5 飲料水の水質試験書の写し
- 6 施設を必要とする理由(施設周辺の社会的な環境等)を具体的に記載した書類
- 7 指定障害児通所事業者指定書(児童発達支援センターの場合)

児童福祉施設設置認可申請書

年 月 日

長崎県知事 殿

申請者 住所
氏名

㊦

児童福祉施設の設置について、児童福祉法第35条第4項及び同法施行規則第37条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称、種類及び位置
- 2 組織
 - (1) 社会福祉法人 財団法人 他
 - (2) 経営主体及び代表者氏名
- 3 定員
名
- 4 建物その他設備の規模、構造
 - (1) 敷地総面積
 - (2) 建物の構造と建面積及び延面積
 - (3) 各室等の種類と面積及び備品
 - (4) 屋外遊技場の面積及び屋外遊具
 - (5) その他生活指導及び職業指導に必要な設備備品の概要
- 5 事業の内容及び計画
 - (1) 事業について
 - (2) 保健衛生について
 - (3) 災害防止について

6 運営の方法

- (1) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる役職員の職名、氏名、生年月日及び履歴の概要
- (2) 施設で利用者から徴する金額とその種別
- (3) 資金の主たる源泉
- (4) その他必要な事項

7 収支予算書

8 事業開始予定年月日

9 施設の沿革及び概況

10 設置する者の履歴及び資産状況

11 法人又は団体においては、定款、寄附行為その他の規約

[添付書類]

- 1 平面図(各室等の種類と面積を記入のこと。)及び配置図(建物、屋外遊技場、遊具等の配置状況)並びに付近の見取図
- 2 敷地、建物、備品等が設置者以外の者の所有であるときは、所有者の同意書又は貸借契約書の写し
- 3 職員の資格が児童福祉法その他の法で規定されている場合は、資格証明書等の写し
- 4 施設における諸規程
- 5 飲料水の水質試験書の写し
- 6 施設を必要とする理由(施設周辺の社会的な環境等)を具体的に記載した書類
- 7 指定障害児通所事業者指定書の写し

児童福祉施設変更届出書

年 月 日

長崎県知事 殿

届出者 住所
氏名

㊟

児童福祉施設について、児童福祉法施行規則 第37条第4項 の規定により
下記のとおり届け出ます。 第37条第6項

記

1 施設の名称

2 所在地

3 設置経営主体

4 代表者氏名

5 変更事項

(児童福祉法施行規則第37条第1項第2号に掲げる事項若しくは第3号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員の変更について、新旧比較対照して記載すること。)

6 変更理由

7 変更期日

児童福祉施設変更事項届出書

年 月 日

長崎県知事 殿

届出者 住所
氏名

㊤

児童福祉施設について、児童福祉法施行規則第37条第5項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称

2 所在地

3 設置経営主体

4 代表者氏名

5 変更事項

(児童福祉法施行規則第37条第1項第1号に掲げる事項の変更について新旧比較対照して記載すること。)

6 変更理由

7 変更期日

※変更のあった日から起算して1月以内に提出すること。